

私立専修学校の設置等の認可に関する審査基準

(趣旨等)

第1条 私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置及び専修学校の課程の設置並びに専修学校の目的変更の認可等については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令（以下「法令」という。）の規定によるほか、この基準の定めるところによる。

2 専修学校を新たに設置しようとする場合は、次の事項について記載した資料を第21条に定める計画書に添付しなければならない。

（1）社会情勢の変化に伴う新たな需要や取り巻く諸課題に関して、専修学校を設置することにより、宮城県内の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）に対し、どのような教育を施していくのかが明確であること。

（2）長期的かつ安定的に生徒等の確保を図ることができる見通しであること。

3 専修学校を新たに設置しようとする場合は、建築基準法、消防法等の他法令において、抵触するものがないか確認した結果を記載した資料を第21条に定める計画書に添付しなければならない。

（目的）

第2条 専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものでなければならない。

（名称）

第3条 専修学校の名称は、設置する分野及び課程にふさわしい名称とし、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いてはならない。

2 専門課程を置く専修学校は、原則として専門学校と称すること。

（設置者）

第4条 専修学校の設置者は、学校法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益財団法人、公益社団法人及び個人とする。

2 設置者が個人である場合には、専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有するとともに、経済的基盤及び社会的信望を有していなければならない。

3 専修学校の設置者の住所及び事務所は、原則として県内に定めるものとする。

（位置及び環境）

第5条 専修学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならぬ。

（開設の時期）

第6条 専修学校の開設は、原則として4月1日とする。

（教育上の基本組織）

第7条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野

の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。

- 2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。
(学科)

第8条 基本組織には、専攻により一又は二以上の学科を置くものとする。

- 2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第9条 基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。

(通信制の学科の設置)

第10条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

- 2 通信制の学科は、通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

(同時に授業を行う生徒等)

第11条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒等の数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

(施設及び設備)

第12条 専修学校の施設のうち校地は、校舎等建物敷地、その他目的に応じて必要な施設の用地を保有するのに必要な面積でなければならない。

- 2 専修学校の施設のうち校舎は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 校舎は、目的、生徒等の数又は課程に応じて教室、教員室、事務室等を備え、かつ、別表第2又は別表第4に定める面積以上であること。
(2) 校舎には、前号の施設のほか、おおむね図書室、保健室、便所、講堂、自習室等の施設の備えがあること。
(3) 講義を主とする教室の1室当たりの面積は、同時に授業を行う生徒等1人当たり1.5m²以上であること。
(4) 教育条件等向上のためにやむを得ず分教室を設置する場合は、本校舎から徒歩で10分以内の場所に位置し、本校との一体性が確保されていること。
3 専修学校の設備は、目的、生徒等の数又は課程に応じて必要な種類及び数の機械、器具、図書のほか、机、いすその他の教具及び校具等を備えなければならない。

(教職員)

第13条 専修学校の校長は、学校教育法第9条に定める欠格条項に該当せず、かつ、教育に関する識見及び経験を有している者でなければならない。この場合、教育、学術又は文化に関する業務に5年以上の経験を有するものとする。

2 専修学校の校長は、原則として専任とする。ただし、やむを得ず兼務とする場合は、専任の副校長を置くものとする。この場合、副校長は校長の資格を有する者でなければならぬ。

3 専修学校の教員は、学校教育法第9条に定める欠格条項に該当せず、かつ、次の各号に定める教員資格を有する者（学校教育法施行規則第185条に規定する助手は含まない。）でなければならない。

（1）専修学校の専門課程の教員は、次のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

ア 専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限（専修学校の専門課程及び専攻科を修了した場合にあっては、これらの修業年限を合算したもの。次号のイにおいて同じ。）と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者

イ 学士の学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第4号において同じ。）を有する者にあっては2年以上、短期大学士の学位（学位規則第5条の5に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第3号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあっては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

ウ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者

エ 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位を有する者

オ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

カ その他アからオに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

（2）専修学校の高等課程の教員は、次のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

ア 前号のいずれかに掲げる者

イ 専修学校の専門課程又は専攻科を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程又は専攻科の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者

ウ 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等に

おいてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

エ 学士の学位を有する者

オ その他アからエに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(3) 専修学校の一般課程の教員は、次のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

ア 前2号のいずれかに掲げる者

イ 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

ウ その他前2号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

4 専修学校の教員の数は、課程ごとに、学科の属する分野ごとに別表第1に定める人数以上でなければならない。

5 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、3人を下ることはできない。

6 事務職員は、専修学校の規模に応じて原則として1人以上置くものとする。

7 健康管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を原則として1人以上置くものとする。

(運営)

第14条 専修学校の運営については、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 課程ごとに入学資格を設け、修業年限は学科ごとに1年以上とすること。

(2) 高等課程及び一般課程については学科ごとに1年間の授業時数が800単位時間以上であること。ただし、夜間学科等については、1年間の授業時数は450単位時間を下らない範囲で修業年限に応じて減ずるものとするが、この場合、修業年限を1年半又は2年とし、合計授業時数が単位800時間以上になるものとすること。

(3) 高等課程及び一般課程については授業時数の1単位時間は、50分を原則とする。ただし、教育上支障がない場合は、45分とすることができます。この規定は、専門課程の通信制の学科における対面授業について準用する。

(4) 学科ごとに開設する授業科目が適当であり、専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮すること。

(5) 教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒等を合わせて授業を行うことができるものとする。

(6) 卒業証書には、当該卒業生の修了した課程、学科の名称及び修業年限等を明記すること。

(7) 学校安全計画が作成され、生徒等の健康診断、健康相談及び教職員の健康診断等が

行われること。

2 専修学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他の確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるもので、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 申請時において、開設年度の経常経費のおおむね4分の1以上に相当する額の自己資金を有すること。

(2) 経営が営利的に行われるものでなく、会計処理が適正に行われること。

(3) 生徒納付金の総額は、年間経常経費の1.5倍相当額の範囲内とすること。

(4) 学校教育以外の授業を行う場合には、経理区分はもとより、経営の形態について区分して行われるものであること。

(資産)

第15条 専修学校の設置者は、専修学校を運営するために、次に掲げる資産を有しなければならない。

(1) 施設のうち校地及び校舎は、原則として自己所有でなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。

ア 国又は地方公共団体から借用する場合

イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあっては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合

(2) 設備は、原則として自己所有でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(負債)

第16条 専修学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適切かつ確実なものと認められるものに限り、資産総額の3分の1以内において認めるものとする。

2 前項の負債は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）、銀行、信用金庫又は知事が認める金融機関からの借入金によるものでなければならない。

3 前2項の規定は、専修学校の設立後においても遵守するものとする。

(資産の内容)

第17条 専修学校の資産は、前条の借入金に係る担保とされているものを除き、負担の付いているものであってはならない。

(区分所有)

第18条 建物を区分所有して専修学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合で、次の各号のいずれにも該当するものは、この限りでない。

(1) 専修学校として使用する部分の位置及び環境が、教育上、保健衛生上及び防災上適切であること。

(2) 専修学校として使用する部分が階全体であり、複数の階にまたがる場合は連続した階であること。

(3) 専修学校の専用となる出入口及び通路が確保されており、他の部分と明確に区分されていること。

(附帯事業)

第19条 専修学校の附帯事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 専修学校本来の教育に支障を来さないこと。

(2) 専修学校の目的に照らして適當であること。

(3) 修業年限が1か月以上12か月以下であること。ただし、通信教育等により修得に一定の期間を要する場合は、目的や期間を明確にし、その修得に必要な最低限の期間内であること。

(4) 学則に明示し、入学案内、修了証書等においても附帯事業である旨を明示すること。

(5) 附帯事業の収入が、専修学校本来の経常的経費の2分の1以内であること。

(専修学校の設置等)

第20条 専修学校の設置及び専修学校の課程の設置並びに専修学校の目的変更の認可等については、以下の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 設置経費の財源として、既設校の生徒納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来さない範囲内とすること。

(2) 既設校のための負債について、第16条に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

(3) 次の各事項について既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況
イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争の有無
ウ 事業団からの借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（事業団の掛金を含む。）の納付の状況

2 専修学校の設置者及び専修学校を設置しようとする者が学校教育以外の事業を行っている場合には、当該事業のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていなければならない。

(計画書の提出)

第21条 専修学校を設置しようとする者は、専修学校開設予定年度の前々年度の9月30日までに、専修学校の課程を設置しようとする者は、課程設置予定年度の前々年度の3月31日までに、専修学校設置計画書一式又は専修学校課程設置計画書一式を知事に提出す

るものとする。

(認可申請)

第22条 専修学校設置認可申請書及び専修学校課程設置認可申請書の提出は、前条の計画書の承認に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

2 専修学校目的変更認可申請書の提出は、申請の内容が関係法令及びこの基準の規定に適合していると認められたとき、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

(広報活動)

第23条 設置認可申請前の広報活動は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

- (1) 申請者の責任において実施すること。
- (2) 関係書類やホームページの画面に「設置構想中」又は「設置計画中」と明確に記載すること。
- (3) 学校名、教育内容、募集人員、募集開始時期、入学者選抜方法等について掲載する場合は「予定である」ことを明確に記載すること。
- (4) 広報活動の内容は、事実に即した正確なものであることはもとより、計画書又は申請書類等との整合性が保たれていること。
- (5) 設置が確実であると誤解されるような断定的な表現は用いないこと。

(生徒等の募集)

第24条 設置認可申請前の生徒等の募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 私立学校審議会の専門部会において了承されていること。
- (2) 第22条第1項に規定する申請書を提出していること。
- (3) 開設予定年度の開校が確実と認められること。
- (4) 関係書類及びホームページの画面に「開校予定」又は「設置認可申請中」等と明確に記載すること。
- (5) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- (6) 入学案内又は募集広告等について、入学志願者に誤解を与えるような表現は用いないこと。

附 則

- 1 この基準は、平成6年12月1日から施行する。ただし、平成6年11月30日以前に提出された計画書についての審査は、なお従前の例による。
- 2 私立専修学校設置認可等取扱内規（昭和62年2月5日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条の規定は、平成30年度に専修学校を開設しようとする専修学校設置計画書の提出から適用し、平成29年度以前に専修学校を開設しようとする専修学校設置計画書の提出については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和3年2月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行前に提出された申請書及び計画書については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の規定については、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

昼間学科又は夜間等学科に係る教員数

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの総定員の区分 | 教員数 |
|--------------------|---|-------------------|----------------------------------|
| 高等課程 又は 専門課程 | 工業関係、農業 関係、医療関 係、衛生関係又 は教育・社会福 祉関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から 200人まで | $3 + ((\text{総定員} - 80) / 40)$ |
| | | 201人から 600人まで | $6 + ((\text{総定員} - 200) / 50)$ |
| | | 601人以上 | $14 + ((\text{総定員} - 600) / 60)$ |
| | 商業実務関係、 服飾・家政関係 又は文化・教養 関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から 200人まで | $3 + ((\text{総定員} - 80) / 40)$ |
| | | 201人から 400人まで | $6 + ((\text{総定員} - 200) / 50)$ |
| | | 401人以上 | $10 + ((\text{総定員} - 400) / 60)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業 関係、医療関 係、衛生関係、 教育・社会福祉 関係、商業実務 関係、服飾・家 政関係又は文 化・教養関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から 200人まで | $3 + ((\text{総定員} - 80) / 40)$ |
| | | 201人以上 | $6 + ((\text{総定員} - 200) / 60)$ |

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。
- 二 一の情報に関する学科（以下「情報関係学科」という。）を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科の教育課程と一の他の分野に属する一又は二以上の学科（以下「他分野学科」という。）の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。
 - イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、当該情報関係学科の定員数と当該他分野学科の属する分野の総定員の合計数（以下「情報関係定員総数」という。）に占

める割合を乗じて得た数

- ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

- イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合

- ロ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第2

昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積

イ 基準校舎面積の表

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|--------------------|--------------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 高等課程 又は 専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 40人まで | 260 |
| | | 41人以上 | $260 + 3.0 \times (\text{総定員} - 40)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 40人まで | 200 |
| | | 41人以上 | $200 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 40人まで | 130 |
| | | 41人以上 | $130 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 40人まで | 130 |
| | | 41人以上 | $130 + 2.3 \times (\text{総定員} - 40)$ |

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|------------|--|-------------------|--------------------------------------|
| 高等課程 又は | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係 又は教育・社会福祉 関係 | 40人まで | 180 |
| | | 41人以上 | $180 + 3.0 \times (\text{総定員} - 40)$ |
| 専門課程 | 商業実務関係、服飾・ 家政関係又は文化・ 教養関係 | 40人まで | 140 |
| | | 41人以上 | $140 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生関係 又は教育・社会福祉 関係 | 40人まで | 110 |
| | | 41人以上 | $110 + 2.5 \times (\text{総定員} - 40)$ |
| | 商業実務関係、服飾・ 家政関係又は文化・ 教養関係 | 40人まで | 100 |
| | | 41人以上 | $100 + 2.3 \times (\text{総定員} - 40)$ |

別表第3

通信制の学科に係る教員数

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの総定員の区分 | 教員数 |
|--------------------|-----------------------|-------------------|----------------------------------|
| 高等課程 又は 専門課程 | 工業関係、農業関係、 医療関係、衛生 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から 200人まで | $3 + \frac{\text{総定員} - 80}{60}$ |

| | | | |
|--|-------------------------|--------------------|--------------------------------------|
| | 関係又は教育・社会福祉関係 | 201人から 800人まで | $5 + \frac{\text{総定員} - 200}{75}$ |
| | | 801人から 1,700人まで | $13 + \frac{\text{総定員} - 800}{90}$ |
| | | 1,701人以上 | $23 + \frac{\text{総定員} - 1700}{105}$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から 200人まで | $3 + \frac{\text{総定員} - 80}{60}$ |
| | | 201人から 650人まで | $5 + \frac{\text{総定員} - 200}{75}$ |
| | | 651人から 1,370人まで | $11 + \frac{\text{総定員} - 650}{90}$ |
| | | 1,371人以上 | $19 + \frac{\text{総定員} - 1370}{105}$ |
| | 一般課程 備考 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から 200人まで | $3 + \frac{\text{総定員} - 80}{60}$ |
| | | 201人から 1,100人まで | $5 + \frac{\text{総定員} - 200}{90}$ |
| | | 1,101人以上 | $15 + \frac{\text{総定員} - 1100}{105}$ |

備考

- 一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。
- 二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における教員数は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする。
 - イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した教員数に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数
 - ロ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した教員数に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ 主たる校地から遠く隔たった場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第4

通信制の学科の校舎に係る校舎面積

イ 基礎校舎面積の表

| 課程の区分 | 通信制の学科の属する分野の区分 | 通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|------------|--------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 高等課程 又は | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 260 |
| | | 81人以上 | $260 + 1.8 \times (\text{総定員} - 80)$ |
| 専門課程 | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 200 |
| | | 81人以上 | $200 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 130 |
| | | 81人以上 | $130 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 130 |
| | | 81人以上 | $130 + 1.4 \times (\text{総定員} - 80)$ |

備考

一 この表の算式中総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二 一の情報関係学科を工業関係の分野に属する学科として設置する場合（他に工業関係の分野に属する学科を置いていない場合に限る。）であつて、当該情報関係学科と他分野学科の教育課程との間に一定以上の関連性があることを確認できる場合における校舎面積は、次のイ及びロに掲げる数の合計数とする（ロの表において同じ。）。

イ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、工業関係の分野に属するものとして算定した面積に、当該情報関係学科の定員数が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

□ 当該情報関係学科と当該他分野学科が、当該他分野学科の属する分野に属するものとして算定した面積に、当該他分野学科の属する分野の総定員が、情報関係定員総数に占める割合を乗じて得た数

三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（□の表において同じ。）

イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ 主たる校地から遠く隔たった場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

□ 加算校舎面積の表

| 課程の区分 | 通信制の学科の属する分野の区分 | 通信制の学科の属する分野ごとの総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|------------|--------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 高等課程 又は | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 180 |
| | | 81人以上 | $180 + 1.8 \times (\text{総定員} - 80)$ |
| 専門課程 | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 140 |
| | | 81人以上 | $140 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 110 |
| | | 81人以上 | $110 + 1.5 \times (\text{総定員} - 80)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 100 |
| | | 81人以上 | $100 + 1.4 \times (\text{総定員} - 80)$ |